

令和6年6月13日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 「スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（東京国際空港） 運航許可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について許可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和6年5月7日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、許可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表予定です。

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

### ○混雑空港について

航空法第107条の3第1項による混雑空港のことで、現在、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港が指定されています。

混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています。

### ○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会です。個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先] 総合政策局運輸審議会審理室 浅井、廣井  
(直通) 03-5253-8810

[混雑空港運航許可申請に関する問合せ先] 航空局航空ネットワーク部航空事業課 武内、小島  
(代表) 03-5253-8111 (内線 48523, 48524)  
(直通) 03-5253-8705

事案番号	令6第9001号
申請者	スプリング・ジャパン株式会社
事案の種類	混雑空港運航許可申請
事案の内容 (概要)	混雑空港 東京国際空港
運輸審議会答申	許可することが適当

国運審第11号  
令和6年6月13日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令6第9001号

令和6年5月7日付け国空事第84号をもって諮問された上記の事案  
については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

スプリング・ジャパン株式会社の申請に係る混雑空港（東京国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、東京国際空港を使用して国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線について、令和6年8月1日からエアバス式A321型機を貨物専用機として使用し、1日に各1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項各号の基準によってこれをしなければならないとされており、その許可の基準は以下のとおりである。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

(1) 申請者の運航計画に定める東京国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む使用状況等から判断し、同空港における発着調整基準に合致している。

また、申請者の運航計画は、新千歳空港及び北九州空港における発着時刻がそれぞれの空港の利用時間内となっているとともに、東京国際空港、新千歳空港及び北九州空港で運航及び整備等に要する時間及び体制が確保されている。

このため、申請者の運航計画は、上記2.(1)の基準を満たすものであると認められる。

(2) 現在、東京国際空港～新千歳空港間及び東京国際空港～北九州空港間の各路線では、他の航空運送事業者により、航空貨物を受け入れることのできる旅客便がそれぞれ1日に50往復程度及び10往復程度運航されている。

本件申請は、上記各路線において貨物専用機を運航し、現在運航されていない時間帯に新たな選択肢を用意することで、利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものである。

このため、本件申請は、上記2.(2)の基準を満たすものであると認められる。

4. 以上のことから、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものとして、同条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を許可することは適当であると認める。